**生物遺伝資源の譲渡に関する同意書**

本同意書は、譲渡者が別添の「Accession Form for Assignment」又は同等の文書に記載の生物遺伝資源を独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（以下「NBRC」という。）に譲渡するにあたり相互の同意事項を定めるものである。

（定義）

第１条　本同意書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

一　生物遺伝資源とは、微生物（細菌、放線菌、アーキア、糸状菌、酵母、微細藻類、ウイルス（バクテリオファージを含む。））又はDNAをいう。

二　遺伝子組換え体とは、微生物の形質転換を目的として、細胞外において核酸を加工する技術によって得られたデオキシリボ核酸又はその複製物を有する微生物をいい、微生物として取り扱う。

三　複製物とは、生物遺伝資源を培養又は増幅して得られた、生物遺伝資源の培養物又は増幅物をいう。

四　派生物とは、生物遺伝資源又は複製物の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる生化学化合物をいう。これには遺伝の機能的な単位を有しない物も含む。

五　改変物とは、生物遺伝資源、複製物又は派生物を利用して得られた、元とは異なる新たな特徴を有する物をいう。

六　生物遺伝資源等とは、生物遺伝資源並びにその複製物、派生物及び改変物を併せていう。

七　譲渡者とは、NBRCに対して生物遺伝資源の譲渡を行う者をいう。

八　利用者とは、NBRCから「生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書」に基づき生物遺伝資源の分譲を受ける者及び利用する者をいう。

九　NBRC番号とは、譲渡を受けた生物遺伝資源を識別するためにNBRCが付与する一意の番号をいう。

十　原産国とは、生物遺伝資源が生態系及び自然の生息地に存在している状況において当該生物遺伝資源を有する国をいう。

十一　標品とは、譲渡を受けた生物遺伝資源を保存する又は分譲する目的でNBRCが調製する物をいい、その種類は複製物及びゲノムDNA（微生物から抽出した全DNA）とする。

十二　コレクションとは、世界微生物株保存連盟（WFCC: World Federation for Culture Collections）に登録されているカルチャーコレクション又は日本微生物資源学会の機関会員をいう。

（生物遺伝資源の譲渡）

第２条　譲渡者は、本同意書及び「Accession Form for Assignment」又は同等の文書（以下、併せて「AF」という。）を以て、AFに記載の生物遺伝資源をNBRCに無償で譲渡する。

２　当該生物遺伝資源の所有権及びAFに記載の知的財産権は、本同意書及び当該生物遺伝資源をNBRCが受領した時点でNBRCに移転するものとする。

３　譲渡者は、譲渡に際して次の各号を保証する。

一　「生物遺伝資源の譲渡」という行為に対し、条約（協定・議定書を含む。）上、日本の法令上若しくは契約（NBRCの属するNITE又はNBRCとの契約は除く。）上禁止又は制限が無いこと。

二　NBRCが当該生物遺伝資源を利用する行為及び分譲する行為が第三者の有する知的財産権その他一切の権利を侵害しないこと等、NBRCの属するNITE及び第三者に損害を与えないこと。

三　生物遺伝資源の原産国が日本であること。

四　当該生物遺伝資源が次の各号に該当しないこと。

イ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等として指定される病原体等

ロ　家畜伝染病予防法において家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体として指定される動物病原体

ハ　研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成１６年文部科学省・環境省令第一号、同省令が改訂された場合には改訂後の省令に拠るものとする。）においてP3、P3A又はP3Pレベル以上の拡散防止措置を必要とされる遺伝子組換え体

二　バイオセーフティレベル3以上の取扱いが必要と判断される微生物又そのDNA

４　譲渡者は、NBRCが当該生物遺伝資源を受け入れた後から1年を過ぎるまでの間、譲渡者の下で前項各号に関連する新たな事実が認められた場合、譲渡者は速やかにNBRCに事実を伝える義務を負うものとする。

５　譲渡者は、譲渡後いかなる場合においても、NBRC及び利用者に対して当該生物遺伝資源について利用の差し止め、金銭の支払い等を一切請求してはならない。

（譲渡者の地位及び権利の譲渡禁止）

第３条　譲渡者は、本譲渡によってNBRCに対して有する一切の譲渡者としての地位及び義務について、第三者に対して譲渡することができない。ただし、法令上の規定により、第三者に対して包括承継された場合は除く。

２　譲渡者は前項ただし書きに基づき包括継承を行った場合、速やかに書面でNBRCに通知する。

（生物遺伝資源の譲渡の受入れ通知）

第４条　NBRCは、譲渡者から生物遺伝資源の譲渡を受けた後、譲渡者の希望に応じ、以下の各号のいずれかを行う。

一　NBRC番号の通知

二　生物遺伝資源の名称、NBRC番号、登録日を記載した生物遺伝資源譲受証の発行

（生物遺伝資源の公開）

第５条　NBRCは、次条に定める生物遺伝資源の分譲のため、譲渡時に提供を受けた生物遺伝資源に関する情報を公開することができる。また、当該生物遺伝資源を調査して情報を更新・付加し、公開することができる。

（生物遺伝資源の分譲・寄託）

第６条　NBRCは、譲渡された生物遺伝資源について分譲用の標品を作製し、利用者の求めに応じて利用者に分譲し利用させることができる。

２　前項に基づく分譲において、生物遺伝資源等の利用目的の制限はないものとする。

３　分譲で得られた手数料はNBRCの収入とする。

４　NBRCは、譲渡された生物遺伝資源について、コレクションに寄託することができる。

（生物遺伝資源の廃棄）

第７条　NBRCは、次の各号のいずれかに該当する場合、生物遺伝資源を廃棄することができる。

一　生物遺伝資源を維持・管理することが困難である又は生物遺伝資源をNBRCで扱うことが不適当であると判断した場合

二　生物遺伝資源を保有していることが条約（協定・議定書を含む。）、法令若しくは契約等に違反している、又は公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体若しくは財産に悪影響を及ぼす可能性があると判断した場合

（情報の取扱い）

第８条　NBRCは、本同意書及びAFに記載の内容について、譲渡者の同意無く生物遺伝資源の譲渡・公開・分譲に係る業務以外には用いない。

２　前項に関わらず、NBRCは、法令、諸規則、条例等に基づく開示請求があった場合若しくは報告義務が生じた場合又はその他NBRCが必要と判断する理由がある場合は、譲渡の内容（個人情報を含む。）について第三者に開示することができる。

３　前項に基づき譲渡の内容を開示する場合、原則として開示する情報の範囲は本同意書及びAF並びに生物遺伝資源譲受証（発行している場合に限る。）に記載された内容とする。

（生物遺伝資源の分譲業務の譲渡・移管）

第９条　NBRCは、当該生物遺伝資源を利用する権利及び分譲する業務を包括的に第三者に譲渡し、かつ譲渡者に対して有する譲受者としての地位、権利及び義務の全部又は一部について譲渡することができる。

（NBRCからの通知）

第１０条　NBRCから譲渡者に対して通知する場合は、原則としてAFに記載の譲渡者の連絡先に通知するものとし、譲渡者が連絡先を別途届け出た場合はその連絡先に通知する。

２　譲渡者は連絡先が変更になった場合、速やかにNBRCに届け出るものとする。

３　NBRCは、NBRCが譲渡者に対して連絡を取ることができないことに起因又は関連して譲渡者に生じた損害について、一切その責任を負わない。

（NBRCの免責）

第１１条　NBRCは、NBRCの故意又は重過失による場合を除き、譲渡者と第三者（利用者を含む。）との間で生じた一切の紛争について何ら関与する義務を負わず、何らの責任を負わない。

（準拠法及び同意管轄裁判所）

第１２条　本同意書の準拠法は、日本法とする。

２　NBRCと譲渡者は、本同意書に起因又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

（協議）

第１３条　NBRCと譲渡者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈に生じた疑義について誠実に協議する。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

　バイオテクノロジーセンター所長　殿

本同意事項に同意の上、AFに記載の生物遺伝資源を譲渡します。

譲渡者

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者  | 代表者（機関の代表者等） |
| 氏名:  | 氏名:  |
| 署名:  | 署名:  |
| 役職:  | 役職:  |
| 組織： | 組織： |
| 住所：〒  電話： E-mail：  | 住所：〒  電話： E-mail：  |
| 日付: / /  | 日付: / /  |

Depositor’s strain No. (strain label)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. |   | 11. |   | 21. |   |
| 2. |   | 12. |   | 22. |   |
| 3. |   | 13. |   | 23. |   |
| 4. |   | 14. |   | 24. |   |
| 5. |   | 15. |   | 25. |   |
| 6. |   | 16. |   | 26. |   |
| 7. |   | 17. |   | 27. |   |
| 8. |   | 18. |   | 28. |   |
| 9. |   | 19. |   | 29. |   |
| 10. |   | 20. |   | 30. |   |